

名古屋家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

1 日時

令和5年7月12日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

朝日真委員、猪飼健祐委員、奥村倫子委員、樫尾富二委員、新村和昭委員、関口芙未委員、田中聖浩委員、永野啓介委員、長谷川留美子委員、平田直人委員（委員長）、本多健委員、山田俊彦委員、山中一弘委員

（事務担当者）

松田首席家庭裁判所調査官、倉崎次席家庭裁判所調査官、河西総括主任家庭裁判所調査官、小笠原少年首席書記官、井藤事務局長、竹内事務局次長、松原総務課長、佐原総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長選出

(3) 前回（第37回）提出された意見についての報告

(4) 補導委託の活性化についての概要説明

(5) 意見交換

テーマ「補導委託の活性化について」（別紙のとおり）

(6) 次回意見交換テーマ

意見交換テーマ 「利用しやすい家事手続案内について」

(7) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員　○：委員長　△：事務担当者)

- 最近の少年非行の動向や補導委託の現状について説明したが、御質問等があれば伺いたい。
- ◆ 調査官からみて、最近の少年の指導のために何が必要と考えているか。
- △ 最近では、事件の質も変化しており、対人関係の取り方やコミュニケーションに難がある少年、発達障害傾向がある少年など、少年が抱える問題も多様化しており、それらに応じた働きかけが必要と考えている。
- ◆ 補導委託制度について、これまで補導委託は効果的だったが、現在は、今ひとつ効果が上がっていないのか、それとも、補導委託の件数が減少しているだけなのか、又は、従前から今ひとつ効果が上がっていないのか、その実状を伺いたい。
- △ 補導委託は、社会の中で自分の力で更生できるかを見極める制度であるため、家族から離れ、少年本来の強みを活かして、立ち直っていくケースもあれば、残念ながら、うまくいかないケースもある。また、最近では、会話をすることが苦手な新しいタイプの少年もおり、難しさを感じている。
- ◆ 少年審判手続では、全ての事件で試験観察を行うのか。
- △ 全ての事件で試験観察を行うわけではなく、処分を直ちに決めることが困難な場合に行われる。割合としては、当庁で家庭裁判所調査官が行ったすべての調査のうち、1パーセント程度である。
- ◆ 補導委託を行いたいと思っても、できない場合はあるのか。
- △ 委託先の空きがないことを理由に、補導委託ができなかったことはない。
- 色々な処遇の選択肢がある中で、自分の力で更生できる機会を与えることには意味があるが、預けられる委託先があるかどうかで、選択肢が狭まることになり、現在、その機会が減ってはいないかということが問題意識としてある。

- ◆ 少年院に送致するか迷うケースで試験観察を考えることになる。試験観察では、原則、社会に戻って生活してもらうことになるが、職業が安定しない少年や不良交友が絶てない少年などは、適切な委託先で身柄付き補導委託を行うことによって、課題が改善されれば、少年院に送致する必要がないと判断できることとなる。在宅補導委託の場合は、数日間だが、色々な経験をすることで、共感性が身についたり、自己肯定感が高まったりし、それが立ち直りのきっかけになるものである。

現在、補導委託の課題はおそらく2点あり、1点目は、学業等に挫折し、不登校となり、職にも就かず、不良仲間と夜遊び等をして、非行に及んでいる従来型の非行少年の場合は、これまでの補導委託先は有効であるが、このような委託先が減ってきているという点である。2点目は、先ほど説明のあったSNSやスマートフォンの普及に絡む非行や、大麻、家庭内暴力等の非行に及ぶような少年の場合は、これまでの委託先は必ずしも有効ではないため、短期間通所して学ぶ施設を含め、新しい適切な委託先の開拓が必要であるという点である。

- ◆ 委託先は愛知県内に限られるのか。また、他庁との情報共有は行っているのか。

△ 愛知県以外の委託先もある。他庁と共同利用できる委託先もあり、他庁と情報共有も行っている。

- ◆ 少年事件が減少しているのは、少年人口の減少が原因なのか、他に原因があるのか。

△ 少年人口の減少も原因の1つではあるが、少年人口減少よりも事件の減少幅が大きいため、複数の原因があると考えられる。従前は、校内暴力や、集団暴走といった群れをなして行う非行が多かったが、現在では、盗撮などの非接触型の性非行、家庭内暴力など非社交的な少年の犯罪が増えており、少年の質が変わってきている。

- 近年の少年に対する指導の充実のためにどのような点を重視したら良

いか、また、補導委託先の開拓に向けて、御意見を伺いたい。

◆ 委託先に依頼するに当たって、委託先は、どのような少年を預かるのか分からず、家族や従業員の賛成を得ることは難しいと思われる。補導委託の効果を一PRしながら、各団体に働きかけを行うと良いのではないか。

◆ これまでどのようにして委託先を探していたのか。補導委託という制度を知らない人がほとんどだと思われ、そもそもPRが足りないのではないか。委託先においてモバイル端末を利用させるかどうかは問題となっていることであるが、モバイル端末を有効に活用して事業を行っているところもあると思われるので、そのような委託先を探してはどうか。

△ 補導委託制度に関するパンフレットを裁判所のウェブサイトに掲載しているが、十分な広報はできていないのが現状である。補導委託先になっていただくには制度を理解してもらう必要があるため、これまでは、弁護士会などの補導委託制度を理解しているところに声かけをしたり、協力雇用主等から紹介を受けたりしている。

○ 実績があるところからの口コミが多いのが現状である。

◆ 先生や警察官、調査官のOBの中には、もう少し仕事をしたいと考えている人もいると思われるので、そのような組織に声をかけることは有効ではないか。また、最近是人材難のため、人材を必要としている人がいると思われるので、そのような人を活用することも考えられる。ほかに、最近の若い人はボランティアに積極的な人が多いので、そのような組織に声をかけることもよいのではないか。

最近の少年からモバイル端末を取り上げることは難しいと思われる。若い人はSNSでつながることが多いため、更生させるきっかけになるのであれば、ネットだけでつながるような組織の活用を検討してみてはどうか。

報酬は払えない制度だと思うが、受託する側にインセンティブも必要と思われる。

△ 補導委託では、報酬は払えないが、少年のために必要となった費用は支

払っている。

なお、ボランティアについて、少年友の会において、学生ボランティアの集まりがあり、調査官が研修を行っている。そのボランティアが、試験観察の中で、学習支援を行ったり、社会奉仕活動と一緒に参加したりなどしている例がある。

- ◆ 少年に関わっている人から聞いた話だが、補導委託で支払われる費用が安すぎるという意見がある。ボランティアだとしても、報われないと疲弊してしまうため、労力やコストに見合った費用が必要である。

平成16年頃に裁判所と弁護士会で協議が行われ、弁護士会において、補導委託先開拓プロジェクトチームを立ち上げ、ライオンズクラブやロータリークラブなどに働きかけを行った事例があるようである。

- ◆ 少年を受け入れるボランティア団体にも心の準備が必要である。発達障害の人を受け入れるには専門知識も必要となるため、受け入れる側にも研修が必要である。
 - ◆ 大麻事案やSNSでつながって非行を行う最近の少年は、数日で更生することは難しいが、例えば、現実的に可能かどうかという問題はあるものの、過去に同様の非行を行い、今は更生している人から話を聞くことも有用ではないか。
 - ◆ 補導委託で長期間預かることはハードルが高いが、短期のボランティアで受け入れることは、ハードルは高くないので、まずは短期からはじめてはどうか。
 - ◆ 少年は色々な課題を抱えているので、行政では、様々な関係機関が集まって支援を行っている。1つの委託先に任せるとい時代ではなくなっており、複数の人に関わって行く方が良いのではないか。
- 貴重な御意見を多くいただき、参考になった。いただいた御意見を今後の補導委託の充実のために活かしていきたい。

以 上